

電報送達紙

●注意

受付月日の記入を省略したるものは受付の當日若局に於て受取したるものとす

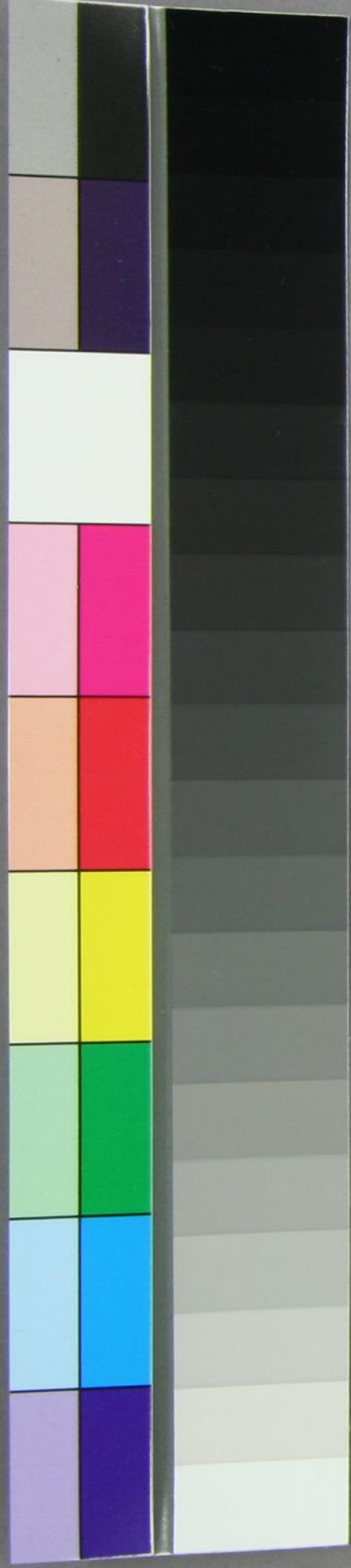
●注意

他人に宛てたる電報の配達を受けたるものは其由を付記し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるゝ決して其受取本人へ直接し又は手渡しをせらるゝことなし

局著	局	第	名氏所居人信受
當務者	信受	第	
分	分	日	報
1	ト	3	定指
2	+	ウ	同
キ	ル	4	名氏所居人信發
ヨ	サ	=	
ク	2	カ	事記
6	ト	イ	
ヨ	ウ	カ	
1	ヒ	イ	
カ	1	4	印附日局著
化	ビ	2	106

同文電報


電報送達紙



電報送達紙

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付箋し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるべく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせらるべし

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受信したるものとす


局著		局發			受信人居氏名	
當受務者	信受午	付受午	第	報局		
時	時	月	號	口		
分	字	分	口	號	局	報
ヤ イ 子					定指	
ム コ 2 イ					<div style="font-size: 2em; text-align: center;">2</div>	
リ フ 6 /						
ニ ナ コ 2						
ナ ガ コ						
又 コ 2 X						
ム コ 2 /						
キ ナ 一 / ナ						
ト イ コ 1						
ズ 2 4 1 4						
					事記	
					印附日局著	
						

印刷局製造

電報送達紙

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付箋し直に之を配達したる電信局所に返送せらるゝ決して其受取本人へ直送し又は手渡しをせらるゝ

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受信したるものとす

局著	局	發	受信人住所氏名
當務者 受信 信	付受 午	第	
時	時	月	
分	字	分	口
		號	局
			報
# 41X カ			定指
= 12			3
2 # 5セ カ			名氏所居人信發
# 322イ 2			
5ヤウネ 十			事記
3=72イ			
5ヤウカノ			
カ3イテ			
42-14			
ガ-夕ト			
印附口局著		番號	著信
			

印刷局製造

電報送達紙

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付記し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるゝ決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざるべし

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日若局に於て受信したるものとす

局著		局			發		名氏所居人信受	
當務者	信受	付受	第	月	時	時	報	局
分	字	分	口	號	局	報		
							定指	
ウ	2	=	2	2				
カ	サ	サ	1	3			4	
カ	2	ガ					名氏所居人信發	
2	キ	人						
4	コ	イ					事記	
	1	ニ						
イ	カ	サ						
カ	イ	ラ						
イ	ト	=						
=	カ	エ						



印刷局製造

電報送達紙

●注意 万一人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付箋し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるべく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざらん

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受信したるものとす

局著		局發			名氏所居人信受	
當務者	信受者	付受者	第	報	局	號
	午	午	月	分	字	分
	時	時	時	分	分	分
				11	13	1
				7	=	3
				ア	タ	メ
				イ	イ	2
				イ	1	7
				タ	1	4
				リ	カ	3
				ソ	2	ウ
				シ	ト	3
				コ	2	2
						1

定指

5

名氏所居人信發

事記

印附口局著 番號 著信



電報送達紙

●注意

万人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其白を付添し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるべく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせらるる事

●注意

受付月日の記入を省略したるものは受付の當日若局に於て受信したるものとす

局著	局	發		名氏所居人信受
當務者 信受 午後	付受 午後	第	月	
時	時	日	號	報局
				定指
ル 41 11				♂
5 7 3 2				
ワ ス ヤ 1 ヒ				名氏所居人信發
2 キ 5 ヒ ヤ				
47 キ 3 マ				事記
ネ ヌ ガ				
イ ム 1 2				
7 シ 1 1 5				
ウ ム コ 1 ト				
5 ナ ヲ 4				
印附日局著		番 著		



印刷局製造

電報送達紙

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付録し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるゝ決して其受取本人へ直送し又は手渡しをせざるべし

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日若局に於て受信したるものとす

局著		局		發		受信人居氏名
當務者	信受	付受	第	報	局	
	時	時	月	分	字	分
指 定						7
事 記						7
印 附 日 局 著						97. 9. 9

局著 當務者 信受 時	局 付受 時 月	發 第 報 局 號 分 字 分	受信人居氏名
----------------------	-------------------	--------------------------------------	--------

指 定 事 記 印 附 日 局 著	7 7 97. 9. 9
-------------------------	--------------------

印刷局製造

電報送達紙

注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付録し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるゝ決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざること

注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受信したるものとす

局著	局	發	受信人居氏名
當務者 信受 午	付受 午	第	
時	時	月	
分	分	日	報局號
指 定			
事 記			受信人居氏名
著局日附印			著信

印刷局製造




|| 277 22
 2 2 4 1 2
 2 2 7 1 1 8
 2 2 7 1 1 8
 = 2 2 1 1 1
 4 1 1 = 2
 1 2 2 1
 1 1 = 4 2
 2 1 1 1 1
 = 2 1 1 1 2

電報送達紙

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付箋し直に之を配達したる電信局所に返展せらるゝ決して其受取本人へ直送し又は手渡しせらるゝこと

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日若局に於て受信したるものとす

局著	局	發	名氏所居人信受		
當受 務信 者	信受 午	付受 午	第		
時	時	月			
分	字分	日號	局	報	
27アヨウ			定指		
テトシウタ			9	名氏所居人信發	
イキナヅリ			事記		
=ロズテ					
キラ =					
343=セ					
5 アキ2					
ス コ人ヨヨ					
6 ガ2ウノ					
334					
			印附口局著	番 號	著 信
					

印刷局製造

平将

()

大隈侯ハ二五日午前九時佐野市料舎議事堂
 二開會中ナルサ^三等^海内^ノ頂^上ノ^レ位^長令^長令^議議^ノ
 求^メニ^鷹鷹^ジ一時^場餘^ノ滿^演演^ヲ試^シ一^〇時^入
 佐野市停車場ニ赴キ鳥栖間管内ノ鉄道青年
 會^ノ為^メニ^訓訓^話ヲ^為レ^一一時^汽汽^車ニ^テ幼^時
 二行^キ榊^田幼^社ニ^令令^夫夫人^佐佐^常氏^ノ告^ニ参^拜
 之^更ニ^沖沖^崎ニ^令令^堂内^欲迎^奉ニ^臨臨^ニ三^〇分^備
 演^ヲ為^シ千^有餘^名ノ^聴聴^衆ニ^多大^ノ感^動ヲ^與
 ハ^タク^夫夫^日リ^新新^山ニ^行行^ク途^上ヒ^ラカ^リ候
 爵^旧領^地ヲ^過ギ^熱熱^烈ニ^七歡^迎ヲ^受ク^村民^侯

大隈研究室



()

二 所 以 子 且 即 廿 二 脚 自 出 度 少 卜 連 陣 又 一 時
 新 山 上 着 中 日 走 神 社 へ 参 拜 し 伊 丹 市 列 邸 し 之
 寄 け 四 時 佐 賀 市 し 帰 り 史 談 舎 し 臨 け 于 各 二 時
 間 し 渡 り 二 十 餘 へ 驛 衆 し 興 味 し 鍋 島 藩 司
 へ 謁 せ 古 時 古 岡 氏 邸 へ 帰 宿 せ

大隈研究室